

平成 2 5 年 3 月 1 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 追 加 議 案 說 明 書
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

(議案第54号)

公有水面埋立てに関する諮問の回答について

(監理課)

1 提案の要旨

公有水面埋立法第3条第1項の規定により、公有水面埋立てに関して、広島県知事から市長の意見を求められたので、これに同意しようとするものである。

2 出願の内容

(1) 出願人の所在地及び名称並びにその代表者の氏名及び住所

ア 所在地及び名称

広島県広島市中区基町10番52号

広島県

イ 代表者の氏名

広島県知事 湯崎英彦

(2) 埋立区域の位置及び面積

ア 位置

廿日市市宮島口一丁目9097番3から同2621番3に至る間の地先公有水面

イ 面積

10,152.34平方メートル

(3) 埋立地の用途

旅客埠頭用地、緑地

3 根拠法令

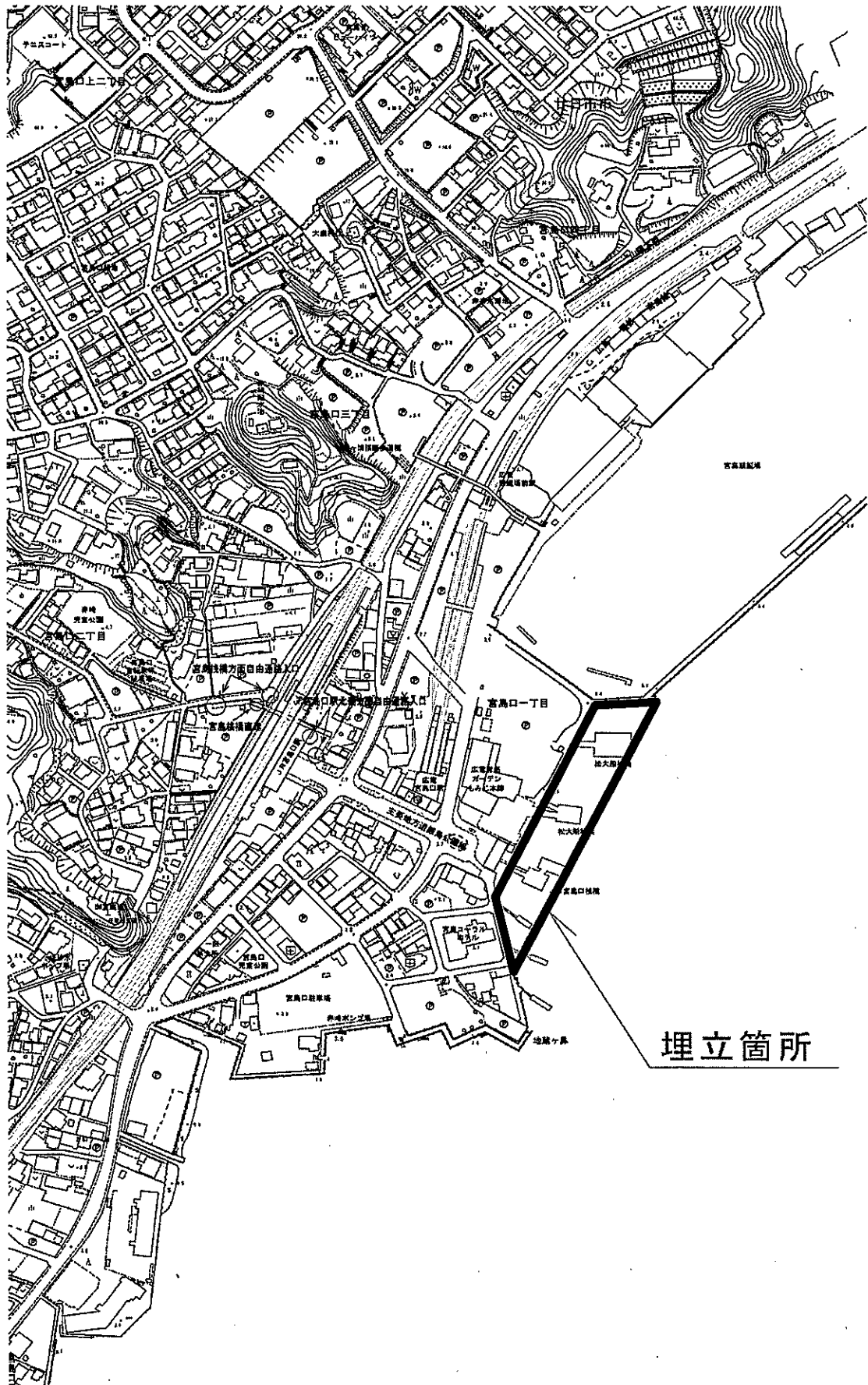
公有水面埋立法

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルトトモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ三週間公衆ノ縦覧ニ供

シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下
セラルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- ④ 市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議會ノ議決
ヲ経ルコトヲ要ス

位置図



埋立箇所

平面図

区分	埋立面積 (㎡)
第1工区	852.90
第2工区	4,947.10
第3工区	4,352.34
計	10,152.34

